

『東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例』についての要望

○年○月○日

○○○様

拝啓

新緑の候、ますますご活躍のこととお喜び申し上げます。日頃より私たち東京都民の為您にご尽力いただきありがとうございます。

私は●●と申します。○○区で、××（職業など）をしている者です。突然このような要望を送り、失礼の段は何卒お許してください。

さて、ご存じの通り『東京都青少年の健全な育成に関する条例』が改正されようとしています。一旦は継続審議となり、再度議論の場を与えて下さいました事、まことにありがとうございます。御礼を申し上げます。

私はこの条例につきまして、自分なりに調べた事や考えた事をお伝えしようと思い、お手紙を書いた次第です。

「非実在青少年」規制によって表現規制や所持禁止をする事は、本当に有益なのだろうか？

私がとにかくまずこの条例改正について「有益かどうか」という疑問を持ちました。

規制する事によって犯罪の抑制に繋がるかどうか、「非実在」ではなく「実在する青少年」を守れるかについて、です。

2000年の国連調査の犯罪率統計に以下のようなものがあります。

犯罪率統計-国連調査（2000年の強姦（件/10万人））

G8の1999年ないし2000年の強姦（件/10万人）

カナダ	78.08 件	単純所持禁止	創作物禁止
アメリカ	32.05 件	単純所持禁止	創作物禁止（ただし違憲で無効）
イギリス	16.23 件	単純所持禁止	
フランス	14.36 件	単純所持禁止	
ドイツ	9.12 件	単純所持禁止	
ロシア	4.78 件		
日本	1.78 件		

参考サイト

@Wiki（児童ポルノ法まとめ 資料・統計）

<http://www7.atwiki.jp/epolitics/pages/25.html>

この資料を見る限り、一概に規制されない事により犯罪が抑制されているとも言えませんが、やはり何らかの関係はあるのではないかと思います。

規制する事によって人間の欲望の捌け口が、本当に存在する青少年たちに向かうのであれば、これほど無意味な事はないと思います。

ですが実在する子供たちを使ったポルノ表現についてですが、これ自体は性的虐待に該当するのではと思い規制が必要であると考えます。

そしてこの改正案についてよく議論される『非実在青少年』に対するポルノ表現ですが、これは対象が実在しないものであり、実在する子供たちとは全く違った論点で議論されるべきと考えます。

また、これは私事ではありますが、私も漫画やアニメを見て育った大人です。元気や夢を与えてもらいました。

これらの表現が規制され、読めなくなってしまうものがあることは大変悲しい。

その中には「お色気」と呼ばれるシーンなどもやはりありました。性的描写も存在します。けれど、だからと言って、それら全てがわいせつ表現になるとは思えません。本当の愛を説いたもの、それ自体がお笑いとして存在するもの、性に対する人間の悲哀を訴えたもの、他にも様々な表現があります。

私が感動したたくさんの素晴らしい作品を、これからの子供たちにも読んで欲しいという願いがあります。

きっと、それらを創作した表現者様たちの本当のメッセージを受け取ってくれると思うのです。

そのために必要な事は過度の規制や修正ではなく、私たち大人の適切な教育を成長に対して施して行くことではないでしょうか？

有害なものを始めから見せないということではなく、自分で判断する力を身に着けさせることに尽力すべきではないのでしょうか？

今生きている子供たちのために、この改正案について否決、もしくは内容修正を検討して頂きたいお願い申し上げます。

長くなりましたが、以上が私の「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」について考えたことです。

六月に再度審議が始まりますが、どうかこれからのために本当に有益な政治が行われるよう、微力ながら応援させていただきます。

貴重なお時間を割いていただきありがとうございました。

敬具

自分の連絡先と名前（ここだけでも手書きで！）